

平成28年度

第2回千葉市農業委員会農業振興部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会農業振興部会議事録

平成28年6月30日千葉市農業委員会農業振興部会長 伊原 茂久は、平成28年度第2回農業振興部会を、千葉中央コミュニティセンター2階28会議室に招集した。

### <会議に付した議事>

- 日程第1 議事録署名人の選任について
- 日程第2 協議事項1 農地利用最適化推進委員の役割等及び選任について  
協議事項2 農地利用最適化推進委員の担当地域について

### <出席委員> (17名中17名)

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1番 中村 公江                 | 2番 齋藤 元治  |
| 3番 野崎 好知                 | 4番 浅川 政明  |
| 5番 花島 豊勇                 | 6番 近藤 千鶴子 |
| 7番 市原 孝                  | 8番 安井 誠一  |
| 9番 長谷川 政美                | 10番 植草 隆晴 |
| 11番 田中和 夫 (農業振興部会長職務代理者) | 12番 小川 政二 |
| 13番 小川 正義                | 14番 石井 一也 |
| 15番 伊原 茂久 (農業振興部会長)      | 16番 小川 友安 |
| 17番 西郡 高夫                |           |

### <欠席委員> (0名)

### <事務局説明員> (6名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 事務局長 朝生 智明 | 次長 岡本 茂之    |
| 次長補佐 堀 明德  | 農業振興班長 小川 剛 |
| 主査補 中澤 和美  | 主事 神子 直也    |

<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>(開会:午前10時30分)</p> <p>ただいまから平成28年度第2回農業振興部会を開会いたします。 本日の出席委員は17名中17名ですので会議は成立しております。 日程第1「議事録署名人の選任について」でございますが、慣例により、議席番号順とさせていただきます。 それでは、私より指名させていただきます。 議席番号8番 安井 誠 一 委員 議席番号9番 長谷川 政 美 委員 のご両名にお願いいたします。 続きまして、日程第2「協議事項1 農地利用最適化推進委員の役割等及び選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>朝生 事務局 長</p>	<p>事務局長の朝生でございます。よろしくお願ひいたします。 協議事項1、農地利用最適化推進委員の役割等及び選任について、説明させていただきます。 農業委員会法が改正されまして、農地利用の最適化の推進が法定業務となったところでございますが、それを推進して行く上で農地利用最適化推進委員という特別職が新たに設置されることとなりまして、今年3月の議会において、定数を定める条例が制定されたところでございます。 本日は農業委員会で、これからの一番の仕事となる農地利用の最適化を担う推進委員の役割とその選任について、説明をさせていただければと思います。 始めに、農地利用最適化推進の活動マニュアルをご覧くださいませでしょうか。4頁をご覧ください。農業委員会制度の改正と農地利用の最適化の推進というところですが、ここで黄色い四角の囲みがございますように、「農地等の利用の最適化が農業委員会の必須事務」となりました。位置付け的には許認可業務は当然行いますけれども農業委員会での一番の仕事という位置付けになっております。そのために二つ目として、「農地利用最適化推進委員が新設」されます。本市の定数条例で23名となります。それから三つ目として、「農業委員と農地利用最適化推進委員の活動」の関係ですけれども、農業委員と推進委員が連携を十分行いながら、来年7月以降はご活動いただくこととなっております。そして右の頁に移りますが、四つ目として「農地等の利用の最適化の推進活動とは」ということで、こちらの方は後程別の資料でご説明</p>

いたします。それから、五番目の「農地利用最適化の推進に関する指針」というのがあります。基本的には、この下の緑の囲みにありますように法律で策定することとされましたが、①遊休農地の解消面積、②担い手への農地利用集積面積、③新規参入者の確保数、こういったものについて具体的な数値目標、それを達成するための行動計画若しくは手法について明示していくかたちになります。一枚めくっていただきますと、2頁に亘って雛形として記載されていますが、実際にはもう少し細かく作るかたちになりますが、この様なかたちで農業委員会会長名で指針を作成していくようになります。ここで記されているように、遊休農地の解消について解消目標を何ヘクタールにする。また、その何ヘクタールという目標を設定した考え方はこれこれ云々です。それから、そのための遊休農地解消の具体的な取組の方法はこれこれ云々です。こうしたかたちで、以下同様に農地の利用集積について、また、新規参入についても具体的な数値目標、取り組み手法について記載していくこととなります。こちらにつきましては、新しい農業委員制度が29年7月から始まった年度中には策定しないといけませんので、29年度末までには作るかたちになりますが、現在の委員のご在任中にご相談なり、素案等についての協議をお願いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議資料1をご覧ください。一枚めくっていただきますと、1として「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の役割として強化されたと書いてございます。冒頭に全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目標に掲げておりますが、これの達成に向けて今回法律が改正されて、最適化の推進が農業委員会の義務業務として位置付けられたものです。その下に四角い囲みがございます。改めてお話しさせていただきますと、最適化の推進というのは、例えば1にありますように経営規模の拡大であったり、農地の集団化、つまり、担い手への農地利用の集積を推進するということと、2として書かれているように、耕作放棄地の発生防止や解消の推進。また、3にございます新規就農される方、それから企業の参入、こういったものに対する支援というのが農業委員会が法律で行わなければならない業務ということで、農業委員会の機能がかなり強化されたところです。同じところに×点の記載がありますが、これは今回の法律改正、4月以降現在の委員に適用になりますが、いわゆる秘密保持義務に関して今までは法律に記載されていませんでしたが、今回の法律改正で正式に秘密保持義務が規定されまして、1年以

下の懲役、若しくは50万円以下の罰金が課せられることになりました。これは、退任後も同じように、この部分が適用になります。こういったこともございますので、皆さんにおかれましてはあまりご心配がないことですけれども、逆に何かあってはいけませんので今後またこちらからご連絡いたしますが個人情報、若しくは政策等の意思形成過程の資料等は、会議の後に回収させていただくかたちになってまいりますので、よろしく願いいたします。それから、二つ目として農地利用最適化推進委員が設置されるわけですが、①に書かれているように農業委員とともに地域で活動していくというかたちで公募していくようになります。そして推進委員は、現場の実践活動が主体となりますけれども、総会等に出席して自分から意見を述べたい場合には、意見を述べることも出来ますし、また、推進委員を呼んで総会の場で現場の実情を話していただくことも法律上できることになっております。一枚めくっていただきますと、推進委員の具体的な活動内容ですが、農地パトロールをしていただくということ。これは農地の利用状況調査であるとか、日々の活動として現地をパトロールして見ていただき、状況によっては所有者に意向を調査していただくこととなります。

それから、農地台帳の整備と書かれています。こちらについても私共でも農地台帳の電子化を更にソフトを含めて進めているところですが、当然、農業委員若しくは推進委員が行うわけではないのですが、この農地台帳を整備していくうえでのご本人の意向確認とかを担っていただくこととなります。それから右の頁になりますが、集落座談会の開催ということで、いろいろ幅広く担当の地域にお声掛けしていただき、課題等について座談会を開いて少しでも集積化や集約化が進むような活動をしていただき、併せてその頁の下の方③に書かれています。農地中間管理機構との連携を図っていただき、担い手への集積に努めていただくかたちになっています。次の頁になりますが、全国農地ナビの活用と周知について、積極的に担っていただくこととなります。それから、出し手の意向と受け手の意向の結び付けにご尽力いただくこととなります。最後に次頁5番目の新規参入の支援活動ということで、こちらも農業委員会の法定必須業務ですので、①にありますように新規就農の促進ということでIターンやJターン、元々農家出身の方がUターンで就農する場合もあれば、農家出身でない方が農業を志して就農を希望する場合もあるわけですので、意欲と能力のある新規就農希望者については、農業委員、推進委員が後ろ盾となって就農地を探したり、土地所有者とのパイプ役になっていただくというようなかた

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ちです。それから②にありますように企業参入の促進ということも推進委員の重要なお仕事の一つとなっています。</p> <p>それから最終頁をご覧ください。これは、今後のスケジュールを表したものです。一番上にある項目ですけれども、今日の協議事項にあります最適化推進委員の受持ち区域について決定していくということで、一番左の黒丸が今日のことですけれども、この後臨時会も含めて今後必要に応じて会議等を重ねまして皆様のご意見によって振興部会の素案を決めまして、それを9月末の総会にお諮りして最終的に決定して、農業委員会として翌年の募集の地区割りとします。二段目については、農業委員・最適化推進委員の募集の関係ですけれども、今年は農業委員会だよりを全部で5回発行しますが、その内臨時号を2回発行します。早速7月初旬に1回目の臨時号として、今回の法律改正と農業委員が選挙から公募になること。また、推進委員を担当地区ごとに応募していただいて公募することを内容とした特集号を発行いたします。そして来年までには、庁内及び農業委員の方とご相談しながら最終的な募集要綱を決めて、年明けにはポスターや募集要綱を市政だよりに掲載したり、ホームページに載せたり、説明会を必要に応じて開催したりしながら、農業委員会だよりの募集特集号を再度1月に発行して、三段目になりますが、募集自体を3月中旬から法律で決められた一か月間、4月中旬まで行います。法律で、二週間経った時点で中間の応募状況を公表しなければいけないこととなっていますので、ホームページ等で募集状況を3月末に公表し、更に締め切った後にやはり法律に基づいて最終の応募数等の結果を公表します。そして、今回から議会の承認を得るとというのが前提でございますので、最終的に市として委嘱したい方について決定した後、ここで言うと来年の6月の議会にお諮りして、その後市長から任命するというかたちになります。今、農業委員を中心にお話ししましたが、最適化推進委員も同じスケジュールです。そして、新しい農業委員が市長から任命された後、新農業委員による7月20日の初めての総会で、推進委員を委嘱することとなります。ということで、推進委員については農業委員会が委嘱し、農業委員については市長から任命するというかたちですが、こちらは来年7月になるというスケジュールです。協議事項1についての説明は、以上でございます。</p> <p>事務局より丁寧な説明がございました。質問等ございましたらお願いいたします。中村委員。</p>
--------------------------	---

<p>中 村 委 員</p>	<p>今までも最適化推進委員を含めて協議をしていたかと思えますけれども、何処の自治体でも農業委員と農地利用最適化推進委員を決めることが非常に大変だと伺っています。しかも同時期に募集をかけて、応募されますよね。例えば、農業委員は人数が半減されている中で、農地利用最適化推進委員に手が上がらなくて、皆農業委員を希望された場合は時期的なものを含めて、行政も何か対応を図るような工夫や若しくは農業委員の中でそういうことについて配慮が有るとか無いとかということが生じるのかどうか、非常に人数的に随分違ってくるのでそう簡単にスムーズにいくのかなと懸念される訳です。同時期にしたという場合に、中間公表と最終結果公表との間で何らかの調整が入るとか入らないとかということについて、募集の倍率が多かった場合に。その判断は、農業委員会事務局の方で判断されるということなのか、その辺りお示してください。実際にこれを周知した段階で、農地利用最適化推進委員に出ていただける方をそれなりに確保できる見通しがあるのかなと、懸念されるところです。それはどうなのかお聞きしたいところです。</p>
<p>朝 生 事 務 局 長</p>	<p>正直なところ、本当に大きな悩みではあります。実際に他市をもってしても中々集まり辛い、というような状況が見受けられます。それは、農業委員においても認定農業者であるとかの条件が付きましてし、推進委員についても担当地区でなければとの条件がありますので、中々集まり辛いことの心配はしておりますが、今回法制化されたときに選挙を敢えて止めて、市長任命にする。しかし、そこに忝意性が入ってはいけないということで、国会でも大分議論がされて最終的に公募するにあたって、市長名の推薦依頼等は出せないことになりましたので、かたちとしては全く普通に公募により行います。そこには、私どもからも特に忝意的な行為もできませんので、ただ、先ほどもお話したように期間は早めに、募集前に年明け早々から色々広報とか説明会を行ったりするとともに、色々な関係団体に対して、募集が始まりますので是非ご応募いただけるようにというお願いの行脚に回って行くことは考えております。ただ、こちらでそれ以上意図的に動くことが出来ないのので、とにかく色々応募や推薦を是非皆さん自薦、他薦でお願いしますという活動を早くから広めていくかたちでやって行くしかないのので、頑張っていきたいと思えます。あと、私どもの市の場合認定農業者が個人で150程度、法人で40程度、併せて190位ございます。それに対して、今回17人のうち9人は最低認定農業者というかたちになりますので、その中若しくは新たに認定農業者を目指してそれまでに認められた方から、まず応</p>

	<p>募いただくのもとても大事なことでありますし、最適化推進委員については今日これから議題にあります但し担当地区を定めて募集しますので、例えばですけれども今の農業委員のようにその地域を十分承知している方でないとなかなかいけない。農業委員はこれから総会でいわゆる農地法の許認可だけでなく、新規就農者にはこんな行事をしてあげるべきだとか、そういうことを議論していく場となっていきますけれども、推進委員の方については現場活動が中心となりますので、まったく地域を知らない方が応募してくるというのは難しいと思いますので、その地域ごとに何とか自薦、他薦で出ていただければと思っていますが、楽観しているのではなくとても大変だと思いますが、23地域の中で何とか決められるようにしたいと思っています。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>農地が農地として活用されるのが理想だと思いますけれども、これだけ農業だけの生計が成り立たない状況のなかで、国が利用集積面積を5割から8割にするという目標を掲げて、かつ、最適化推進委員が農地の利用意向調査とか農地台帳の調査とかより大変な仕事をしなくてはならないということで、どれだけの方が希望されるのか。非常に大変だと予想されるとともに難しい問題だと察しています。</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>他にございますか。花島委員。</p>
<p>花 島 委 員</p>	<p>協議資料1、1頁の2の1の農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重しますとなっていますが、農業者等には実行組合長が含まれますでしょうか。</p>
<p>朝 生 事 務 局 長</p>	<p>この農業者等は、農業者個人の方、それから関係団体の方すべてを指しております。</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>他の委員方。長谷川委員。</p>
<p>長 谷 川 委 員</p>	<p>今度、農業委員を17名募集するようですが、仮に30名位応募があった場合に、選考基準があるのでしょうか。</p>

朝生事務局長	選考基準は、基本的に法律に書かれているように、農業に関する識見を有して意欲のある方としか法律には書かれていません。
長谷川委員	そんな大雑把なことでは、決められないのではないのでしょうか。
朝生事務局長	ですから選考委員会を設けますが、その時に本市としての選考基準を当然設けていかなければならないと考えています。
長谷川委員	その選考委員会の方々はどのような方で構成されるのですか。
朝生事務局長	選考委員会は、関係しているところの部局の部長とか課長等で構成することになると思います。
長谷川委員	そういった方で選考できるのですか。今までは選挙だったから明確でしたけれど、今度は市長が任命することとなっているのだから。選考委員は大変重要ですよ。
朝生事務局長	そこは今回の議会でもお答えしたのですが、色々条件ではないですが、耕作状況とかも判断基準になろうかと。例えば農業委員会会長や農政部長であったり農業の関係者であったり、そういった方で選考していくようになります。また、必要に応じて面接も行わなければなりません。面接を行うかどうかは、自治体に委ねられていますので、私どもでは必要に応じて面接を行っていくようになると考えています。
議 長 (伊原茂久部会長)	他にございますか。他にないようですので、本案件は協議事項ですので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして、協議事項2農地利用最適化推進委員の担当地域について、事務局より説明願います。
朝生事務局長	それでは、協議事項2農地利用最適化推進委員の担当地域について、ご説明いたします。 この担当地域につきましては、法律で担当地域を決めて募集することになっており、決まった推進委員は担当地域で責任を持って活動するというので、それが新しい制度では農業委員と違うところです。定数条例では23人ですから、千葉市内の農地の部分を23の地域に分けます。今、農業委員の担当地域は公選委員の人数に応じて27地区に

<p>農業委員会事務局</p>	<p>分かれています、皆様に説明するにあたりこういった事を基に事務局で23に地区割りした案をこれからご説明させていただきます。これはあくまで素案の素案でございますので、これから協議を重ねて先ほど申しましたように9月末の総会までには農業振興部会案として、総会に議案として出せるようご協力をお願いいたします。なお、役所の他の地区割りと違いまして、今の27委員の地区分けもそうですが、集落としての歴史ですとか、その地域のコミュニティーや中学校区であったり、色々な要素を勘案し行政区に捉われずに考えていかなければならないため、こちらの方で検討しました素案を農業振興班よりご説明いたしますので、是非ご意見等をお願いいたします。</p> <p>続きまして、細かい内容についてご説明させていただきます。協議資料2から4の資料を用いてご説明させていただきます。</p> <p>まず、協議資料2をご覧ください。この資料は、現在の農業委員の地区担当の一覧を表したもので、平成15年度に制定されました農業委員地区担当体制推進要領に基づき作成されました、27区域をお示したものです。今回、私ども事務局が作成しました素案については、この27区域をベースに作成しております。これは、要領が地域農業再生運動の推進等の日常的に活動する体制を整備することを趣旨として制定されたもので、農地利用最適化の業務が、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を中心とした業務でありますので、対象となる農地の所在、農業者及び周辺環境等の地域性が重要な要素であることに鑑み、作成いたしました。また、農地の利用最適化の対象が農地として利用すべき土地と法律に規定されていることから、農地面積は農地基本台帳登載農地に、昨年度の農地利用状況調査の結果を反映した現況が耕作中、或いは保全管理中及び再生可能な遊休農地の面積を利用しております。この基本的な考え方を基に区域の統合、分離、編入など区域の編成にあたっては町を最小単位に、そして旧町村域、中学校区等の地域性を勘案して作成しております。</p> <p>なお、農地の利用最適化を目的としておりますので、農地のある地域について区割りしておりますので、農地の無い美浜区等の地域などでもごく稀に農業経営に従事している事案も出てくる場合もありますので、その際は農業委員会総会等でご協議いただくということを前提に作成しております。</p> <p>それでは、資料に基づいて事務局(案)を説明いたしますので協議資料3及び協議資料4を併せてご覧いただきたいと思います。なお、</p>
-----------------	---

協議資料3につきましては、農地が存在していない区域は掲載されていません。また、協議資料4につきましては若干資料が古いため表示が異なっている区域もありますので、その点につきましては予めご了承くださいようお願いいたします。

資料3について、この表の説明ですが一番左端に「新地区(案)」とありますが、これが今回お示しさせていただきます素案の23区域を表した番号となります。一つ飛びまして「町名」とありますが、その区域内にある町名を示しています。戻りまして、「現担当委員」とありますが、これはその町名を現時点で担当していただいている委員のお名前を記載したものです。続いて、町名の右側になりますが「面積」とありますがこの面積は先ほども説明しましたとおり、農地として利用すべき土地の面積の総計になります。その右側は面積の内訳になりまして、「調整区域」、「市街化区域」、「遊休農地」の面積となっております。調整区域農地の内数としての「農用地面積」、市街化区域の内数として「生産緑地面積」を記載しております。あと人的な要素として、「認定農業者数」として法人を含めた経営体数を記載しております。その地区内に所在する「農家世帯」数、及び年間150日以上農業に従事している「常時従事者数」を記載しております。これらの指標に基づいて、最後の欄に「地区編成の考え方」とありますが、これに基づいて地区編成をしています。それぞれの地区について、簡単ですが説明させていただきます。

第1地区は、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の横戸村、印旛郡宇那谷村を併せた地区で構成しています。現在の小林委員担当区域と同様の地区であり、合併、分割、編入等はございません。

続きまして第2地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の長作村及び天戸村、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の柏井村及び花島村を併せた地区です。現在の小川隆良委員担当区域に花島委員担当区域の一部、「柏井町」「花島町」を編入しています。周辺地区との農地面積のバランスを考慮しました。「柏井町」「花島町」と「天戸町」の一部が同一中学校区となっています。

続いて第3地区ですが、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の犢橋村、長沼新田、小深新田及び六方野原を併せた地区です。現在の花島委員担当区域の一部、「柏井町」「花島町」は、第2地区に編入しています。第1地区の農地面積とのバランスを考慮しています。

続きまして第4地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の馬加村、武石村及び旧検見川町域を併せた地区です。現在の伊原委員担当区域及び小川友安委員担当区域を合併しています。また、

小川政二委員担当区域のうち稲毛地区を編入しています。当該地区は市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併、編入しています。

続いて2頁目、第5地区になりますが、旧千葉市域の一部、旧都賀村及び旧都村の一部、町村制以前における辺田村及び矢作村を除いた地区となります。現在の鈴木委員、笠川委員、竹下委員担当区域及び小川政二委員担当区域のうち稲毛地区、JR総武本線以東の地区を除く区域を合併しました。こちらの地区も市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併しています。

続いて3頁目、第6地区ですが、旧千城村の村域で町村制施行以前の川戸村・仁戸名村・星久喜村を除いた地域になります。現在の長谷部委員担当区域と同様の地区となり、合併、分割、編入等はありません。

続いて第7地区ですが、旧市域の一部、旧都村の一部で町村制施行以前における加曾利村、辺田村及び矢作村、旧蘇我町及び旧千城村の一部、町村制施行以前における川戸村・仁戸名村・星久喜村を併せた地区となります。現在の長谷川政美委員、大塚委員、市原委員担当区域を合併した地区となります。こちらも市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併しています。

続いて4頁、第8地区ですが、旧生浜町域及び旧椎名村域を併せた地区となっています。現在の石橋委員、田中委員、長谷川功委員及び高澤委員担当区域を合併しています。こちらの地区はおゆみ野地区を除いた同一中学校区となっています。

続きまして第9地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の東山科村、平山村、辺田村及び野田村を併せた地区となっています。現在の浅尾委員担当区域と同様の地区で、合併、分割、編入等はありません。

次に5頁、第10地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の高田村の地区になります。現在の石井委員担当区域の農地面積が約330ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区としています。

続いて第11地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の平川村の地区です。現在の石井委員担当区域の農地面積が約330ヘク

タールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区としています。

続いて第12地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の越智村及び大木戸村を併せた地区となっております。現在の野崎委員担当区域の農地面積が約270ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し、大網街道北側の大高町及び高津戸町を分離しています。大木戸町の一部を除いて同一中学校区であることも考慮しました。

続いて第13地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の板倉村、大椎村、小山村及び小食土村を併せた地区です。現在の橋本委員担当区域に小川正義委員担当区域のあすみが丘東を編入しました。地理的に大網街道南側のあすみが丘東を同地区に編入させていただきました。

続いて第14地区ですが、旧土気町の一部で町村制以前の土気町、高津戸村及び同村大木戸村入会地(現大高町)を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域の農地面積が約250ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し上大和田町及び下大和田町を分離独立しました。新たに野崎委員担当区域の大網街道北側の大高町及び高津戸町を分離・編入した地区となっております。

続いて第15地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の上大和田村及び下大和田村を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域から分離・独立させています。

続いて第16地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の中野村の地区です。現在の西郡委員担当区域の農地面積が約220ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離・独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区となっております。もともと西郡委員担当区域の「和泉町」を第17地区に編入しています。

続いて第17地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の野呂村及び和泉村を併せた地区です。現在の植草委員担当区域の農地面積が約230ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「五十土町」、「川井町」及び「大広町」を分離し、第18地区に編入し、西郡委員担当区域の「和泉町」を編入した形となっております。

続いて第18地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の五十土村、川井村、北谷津村、佐和村、高根村、多部田村を併せた地区となっております。現在の浅川委員担当区域に植草委員担当区域の「五十土町」、「川井町」及び「大広町」を編入しました。

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p> <p>小川政二委員</p> <p>農業委員会事務局</p>	<p>続いて第19地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の中田村及び同村入会地(現御殿町)を併せた地区となっています。現在の宮崎委員担当区域の農地面積が約300ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「富田町」及び「古泉町」を分離独立し、「更科町」を猪野委員担当区域の「下泉町」と合併独立しています。</p> <p>最後6頁目、第20地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の富田村及び古泉村の地区です。現在の宮崎委員担当区域から分離独立しています。</p> <p>続いて第21地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の上泉村及び同村下泉村入会地を併せた地区となっています。現在の猪野委員担当区域の農地面積が約370ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「上泉町」、「小間子町」、「旦谷町」、「谷当町」、「下田町」及び「御成台」をそれぞれ分離独立し、「下泉町」を宮崎委員担当区域の「更科町」と合併独立しています。</p> <p>続いて第22地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の下泉村の地区です。現在の猪野委員担当区域の「下泉町」及び宮崎委員担当区域の「更科町」と合併独立しています。</p> <p>最後に第23地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の旦谷村、谷当村及び、下田村を併せた地区です。現在の猪野委員担当区域から分離独立した地区です。</p> <p>事務局の素案についての説明は、以上です。なお、この後、素案に対するご意見をいただきまして、いただいたご意見につきましては先ほど事務局長がご説明したとおり、9月下旬開催予定の総会において、農地利用最適化推進委員の担当地域が決定されますよう、今後担当地域(案)を作成してまいります。協議事項2についての説明は以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。小川政二委員。</p> <p>2頁目の第4地区欄の町名が、稲毛区検見川稲毛地区工となっているのは、現在、市が住宅を建てるために区画整理している工区のことですか。</p> <p>そのとおりです。</p>
--	---

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>他にどなたかおられますか。中村委員。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>今、説明のあった23地区を見てみると、遊休農地面積が地区によってバラツキがあります。地区分けは面積毎に分けられたということでしたが、遊休農地面積が多い地区の担当になった方は、負担がかなり多いかなと思ったのですが。遊休農地面積が多い地区の担当になった推進委員だけの責任ではなく、遊休農地面積にかなりの差が有るので全体として盛り立てていくような取り組みをされるのでしょうか。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>あくまでも担当地区となっておりますので、その担当地区を責任持ってやっていただきたいと思っておりますが、最終的には推進委員皆さんで協力しながら対応していただきたいと考えています。また、先ほどの協議事項1の中にもありましたが、農業委員と連携して取り組みしていくこととなっておりますので、農業委員会全体として対応していく形となって行くと思います。ただ、地区の担当ですので、地区の窓口になるのは推進委員がなりますので、推進委員はそれ相応の活動を担っていただくことになると思います。</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>他にございますか。他にないようですので、本件につきましては、ただ今、いただいたご意見を踏まえて、改めて事務局において、修正案を作成し、次回、農業振興部会において、再度ご意見を頂戴いたしますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、本日の議事日程は、以上でございます。</p> <p>以上をもちまして、平成28年度第2回農業振興部会を閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会:午前11時40分)</p>